平成２３年（フ）第３４５５号
大阪市旭区新森７丁目15番11号　メゾンドアルモニー503号
債務者　平塚　慶子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５６号
大阪市天王寺区舟橋町17番12号
債務者　髙山秋夫こと　文　　秋夫
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５７号
大阪府吹田市古江台４丁目１番Ｂ20―305号
債務者　二宮　頼子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６３号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―102号
債務者　西岡　敏子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６５号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目３番22―Ｃ101号
債務者　茂山宮子こと　孫　　宮子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７号
北海道紋別郡遠軽町福路１丁目７番地
債務者　原田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
埼玉県越谷市登戸町26番11号　山崎方
債務者　中田　良治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
埼玉県三郷市彦江１丁目４番地９
債務者　板垣　琴代（旧姓久万）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
埼玉県春日部市内牧3119番地１　県営春日部内牧団地109号
債務者　鈴木　直枝
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
埼玉県春日部市内牧3119番地１　県営春日部内牧団地109号
債務者　石川　廣二
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
埼玉県三郷市栄１丁目260番地１ニュードエルＢ館105号
債務者　風間　敏夫
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市上中条2161番地９
債務者　權田　富之
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１６号
埼玉県本庄市四方田14番地１
債務者　小堀　政一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８７号
新潟県十日町市市之越卯1021番地１
債務者　富井　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
新潟県南魚沼市浦佐34番地１
債務者　井口　和義
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
札幌市西区八軒９条西２丁目３番26号　あさひハイツ八軒405号
債務者　佐藤佳代子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１３号
札幌市北区麻生町６丁目６番20号　ハイツ朝香101号
債務者　舟川　　弘
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５６号
北海道江別市大麻宮町４番地　公団10号棟502号室
債務者　近江　久江
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部